

こころの相談室利用券

1. 組合員記入欄

所属所名	
組合員等記号番号	—
組合員氏名	(フリガナ)
組合員生年月日	昭和 平成 年 月 日
電話番号	— —
相談日時	令和 年 月 日
相談会場 (該当箇所に○を付してください。)	・山形会場 ・新庄会場 ・鶴岡会場

2. カウンセラー記入欄

利用時間	時 分 から (45分程度)
備考	

3. 本券の利用方法

- ・当組合のホームページから各相談会場に予約いただき、上記太枠内をご記入のうえ、面談の際にお持ちください。
- ・面談開始時に、本券をカウンセラーに提出のうえ、本人が確認できる身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）を提示してください。

4. 本券の注意事項

- ・山形県市町村職員共済組合の組合員のみ利用できます。（被扶養者や任意継続組合員の方はご利用できません。）
- ・カウンセリング料金は無料（当組合負担）です。
ただし、カウンセリング中に諸検査を行った場合の費用や相談会場までの交通費など、カウンセリング料金以外に発生した費用については、本人負担となります。
- ・月2回まで利用できます。
- ・予約確定後にキャンセルする場合は、予約日の7日前の19時までにカウンセラーにご連絡ください。
- ・キャンセルが頻繁にある場合はキャンセル料を負担していただく場合もありますのでご注意ください。
- ・組合員資格喪失後の利用はできません。
- ・月3回以上の利用や資格喪失後の利用等、不適切な利用が判明した場合、カウンセリング料を返還していただきます。

【山形県市町村職員共済組合】